

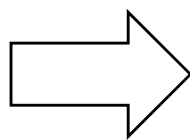
# 大雪時におけるトラック・バスの 輸送の安全確保について

---

# 大雪時におけるトラック・バスの輸送の安全確保について

毎冬期に、トラック・バス事業者等に対して冬用タイヤの装着等を徹底してきたところ、昨年12月以降の大雪を踏まえ、更なる安全確保のため以下の取組を実施。

## ①冬用タイヤの装着の促進

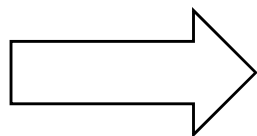


### ○異常気象時の安全確保の徹底（12/29通知発出）

- ・ ノーマルタイヤにより雪道で立ち往生した大型車の事業者に対して **指導** を実施
- ・ **悪質な場合** には、異常気象時における輸送の安全確保措置が講じられていないものとして、道路運送法令に基づき **行政処分の対象** とする

### ○大雪の緊急発表にも上記内容を明記（1/11～）

## ②適正な冬用タイヤの使用



### ○冬用タイヤの安全性確認のルール化（1/26通達改正）

- ・ 整備管理者に対し、冬用タイヤについて、**溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度よりもすり減っていないことの確認を義務付け**
- ・ 運行管理者に対し、点呼の際に上記事項が確認されていることの確認を義務付け



※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にフラットホームが溝部分の表面に現れる

令和2年12月29日  
自動車局安全政策課

## 大雪に対する緊急発表を踏まえたトラック・バスの輸送の安全確保について

12月28日に、大雪に対する国土交通省緊急発表が出されたことを踏まえ、トラック及びバスの事業者団体に対し、別添の通達を发出し、降積雪期における輸送の安全確保について万全を期すよう依頼いたしました。

なお、異常気象時等に輸送の安全のための措置が適切に講じられずに運行されたことが明らかとなった際には指導を行うとともに、悪質な場合には行政処分を行うこととしております。

### 【依頼内容】

1. トラック・バスの事業者の皆様は、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着等の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。
2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を確認すること。  
(参考) (一社) 日本自動車タイヤ協会のチラシ  
[https://www.jatma.or.jp/tyre\\_psd/othernews03.pdf](https://www.jatma.or.jp/tyre_psd/othernews03.pdf)

### 【別添】

大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について (PDF)

### 【問い合わせ先】

自動車局 安全政策課 田村、寺内、黒木  
TEL:03-5253-8111 (内線 41612、41623) 03-5253-8566 (直通) 03-5253-1636 (FAX)

国自安第 167 号  
令和 2 年 12 月 29 日

公益社団法人 全日本トラック協会長 殿  
公益社団法人 日本バス協会長 殿

国土交通省  
自動車局安全政策課長

大雪に対する緊急発表を踏まえた輸送の安全確保について

降積雪期における輸送の安全確保にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、本格的な降積雪期を迎えるにあたり、「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（令和 2 年 12 月 4 日付け国自安第 144 号）」及び「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について（再周知）（令和 2 年 12 月 18 日付け事務連絡）」において降積雪期における輸送の安全確保について依頼しているところですが、30 日から 1 月 1 日頃にかけて強い冬の気圧配置となるため、北日本から西日本にかけての日本海側を中心に大雪や大荒れとなり、平地でも大雪となるおそれがあります。東日本と西日本の太平洋側の平地でも積雪となるおそれがあると見込まれております。その後も日本海側を中心にさらに降雪量が増えるおそれがあります。

つきましては、当該通達の徹底を改めて図るとともに、特に下記の事項について取り組んでいただき、降積雪期における輸送の安全確保に万全を期すよう貴会傘下会員に対し、周知方お願いいたします。

また、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに運行し、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）第 11 条又は旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）第 20 条の規定に違反したことが確認された場合については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成 21 年 9 月 29 日付け国自安第 73 号、国自貨第 77 号、国自整第 67 号）」、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成 25 年 9 月 17 日付け国自安第 138 号、国自旅第 218 号、国自整第 162 号）」又は「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成 28 年 11 月 18 日付け国自安第 157 号、国自旅第 227 号、国自整第 220 号）」に基づき行政処分を行うことになるので、併せて周知方お願いいたします。

## 記

1. 年末年始の大雪に備え、最新の気象情報や交通情報等に留意するとともに、冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底等、輸送の安全確保に万全を期すこと。

2. 冬用タイヤの確認に当たっては、摩耗劣化の状況等を確認すること。

<参考> (一社) 日本自動車タイヤ協会のチラシ

[https://www.jatma.or.jp/tyre\\_psd/othernews03.pdf](https://www.jatma.or.jp/tyre_psd/othernews03.pdf)

令和 3 年 1 月 11 日  
水管理・国土保全局防災課  
大臣官房参事官(運輸安全防災)  
道路局環境安全・防災課  
自動車局安全政策課  
気 象

## 大雪に対する国土交通省緊急発表

- 日本の南を低気圧が通過する影響で、西日本と東日本では11日夜から12日夕方にかけて雪や雨が降り、太平洋側の山地を中心に大雪となり、平地でも積雪となるおそれがあります。予想より降水量が多くなったり、気温が低くなったりした場合は、平地でも大雪となるおそれがあります。
- 今回は、これまで積雪のなかった太平洋側の平地で大雪となるおそれがあり、東京23区でも積雪となる所がある見込みです。過去にも大雪による車両の立ち往生が発生していることから、十分に警戒してください。大雪が予想される地域では、不要不急の外出は控えて下さい。
- 一般のドライバーの皆様には、冬タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底をお願いいたします。また、降雪状況により、集中除雪による通行止めやチェーン規制を実施する場合があります。広域迂回の実施や、通行ルートの見直しなどのご協力をお願いします。
- 昨年12月や1月7日からの大雪の際には、大型車の立ち往生が主な原因となり、甚大な影響が生じています。国土交通省では、冬タイヤの未装着等により立ち往生した事業用自動車に対し、悪質な事例については、監査をしたうえで、安全管理義務違反として、当該事業者の行政処分を行うこととしています。運送事業者の皆様も、冬タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着を徹底するとともに、タイヤの摩耗劣化にも十分に注意して下さい。
- 大雪が予想される地域では、公共交通機関においても、大規模かつ長時間にわたる遅延や運休が発生するおそれがあります。
- 最新の気象情報や交通情報等に留意し、外出が必要な場合には、十分な時間的余裕を持って行動いただくようお願いいたします。

### 【問い合わせ】 (全般)

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課災害対策室 企画専門官 森田 耕司  
TEL (直通) : 03-5253-8461 (内線 35762) FAX : 03-5253-1608

(公共交通機関に関すること)  
大臣官房参事官(運輸安全防災) 付 課長補佐 中川 将志  
TEL (直通) : 03-5253-8309 (内線 25623) FAX : 03-5253-1531

(道路に関すること)  
道路局 環境安全・防災課道路防災対策室 企画専門官 藤井 和久  
TEL (直通) : 03-5253-8489 (内線 38252) FAX : 03-5253-1622

(自動車運送事業に関すること)  
自動車局 安全政策課 課長補佐(総括) 田村 圭  
TEL (直通) : 03-5253-8566 (内線 41602) FAX : 03-5253-1638

(気象の見通しに関すること)  
気象庁 大気海洋部 業務課 気象情報企画官 竹田 康生  
TEL (直通) : 03-3434-9055 (内線 4107) FAX : 03-3434-9047

# 大雪に対する国土交通省緊急発表 令和3年1月11日

- 日本の南を低気圧が通過する影響で、西日本と東日本では11日夜から12日夕方にかけて雪や雨が降り、太平洋側の山地を中心に大雪となり、平地でも積雪となるおそれがあります。予想より降水量が多くなったり、気温が低くなったりした場合は、平地でも大雪となるおそれがあります。
- 今回は、これまで積雪のなかった太平洋側の平地で大雪となるおそれがあり、東京23区でも積雪となる所がある見込みです。過去にも大雪による車両の立ち往生が発生していることから、十分に警戒してください。  
大雪が予想される地域では、不要不急の外出は控えて下さい。
- 一般のドライバーの皆様には、冬タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底をお願いします。また、降雪状況により、集中除雪による通行止めやチェーン規制を実施する場合があります。広域迂回の実施や、通行ルートの見直しなどのご協力をお願いします。
- 昨年12月や1月7日からの大雪の際には、大型車の立ち往生が主な原因となり、甚大な影響が生じています。国土交通省では、冬タイヤの未装着等により立ち往生した事業用自動車に対し、悪質な事例については、監査をしたうえで、安全管理義務違反として、当該事業者の行政処分を行うこととしています。運送事業者の皆様も、冬タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着を徹底するとともに、タイヤの摩耗劣化にも十分に注意して下さい。
- 大雪が予想される地域では、公共交通機関においても、大規模かつ長時間にわたる遅延や運休が発生するおそれがあります。
- 最新の気象情報や交通情報等に留意し、外出が必要な場合には、十分な時間的余裕を持って行動いただくようお願いします。

## 【1. 今後の気象の見通し】

11日11時時点

<注意が必要な時間帯> 降雪のおそれ

	11日			12日		
	朝	昼	夜	朝	昼	夜
関東地方				←→		
東海地方					←→	
近畿地方				←→		
中国地方				←→		
四国地方				←→		
九州北部地方				←→		
九州南部地方				←→		

大雪の見通し (単位センチ)

地域	12日12時までの24時間降雪量	13日12時までの24時間降雪量
関東地方	10	5~10
東海地方	10	10~20
近畿地方	20	-
中国地方	15	-
四国地方	20	-
九州北部地方	5	-
九州南部	10	-

※各地の気象台が発表する気象情報等に留意ください。  
最新の気象情報については、気象庁HPをご覧ください。  
(<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>)

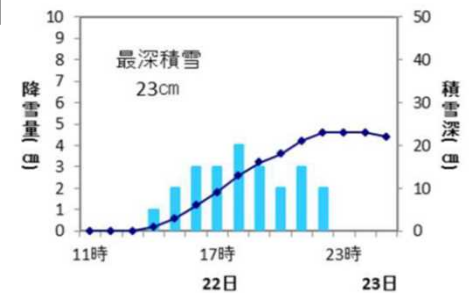
## 【2. 過去の大雪における立ち往生事例】

平成30年1月22日から23日にかけての首都圏での大雪

<大雪のため、首都高速道路の約7割が通行止め>

○平成30年1月22日(月)から23日(火)にかけて、低気圧が本州の南海上を急速に発達しながら東北東に進んだため、首都圏を中心に広い範囲で大雪となり、東京都心の積雪量は最大で23cmを観測しました。

○首都高速道路では、1月22日(月)14時より通行止めを開始し、総延長320kmのうち約7割が通行止めとなり、全面通行再開までに4日間を要しました。また中央環状線では3箇所10時間を超える大規模な車両滞留が発生しました。



東京都千代田区の降雪量の推移  
<平成30年1月22日から23日>



首都高3号渋谷線の状況  
<平成30年1月22日 20時頃>

## 【3. 整備局など現場の対応状況】

○「大型車等の立ち往生が発生」または「大規模な立ち往生の発生のおそれがある場合」には、予防的な通行止めを行い、集中的な除雪作業を実施します。



令和3年1月26日  
自動車局整備課  
自動車局安全政策課

## 冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました

～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です ～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

### 1. 改正の概要

- (1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
- 整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度※よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
  - 運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- (2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
- 乗合バス・貸切バスについて、上記(1)と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



### 2. スケジュール

公布：令和3年1月26日(本日)  
施行：公布の日

＜問い合わせ先＞

【点検整備について】

自動車局 整備課 児島、川崎

代表:03-5253-8599 (直通)、FAX:03-5253-1639

【運行管理について】

自動車局 安全政策課 谷倉

代表:03-5253-8565 (直通)、FAX:03-5253-1636